

「第7回 健康寿命をのばそう！アワード(母子保健分野)」応募要項

1 趣旨・目的

厚生労働省では、平成27年度より開始した「健やか親子21（第2次）」において、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、取組を推進しています。

平成27年度より「健康寿命をのばそう！アワード」に「母子保健分野」が創設されました。本分野では、母子の幸せで健康な暮らしを支援するための優れた取組を行っている企業、団体、自治体を表彰し、これを広く国民に周知することにより、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境の構築を推進することを目的とします。

2 主催

厚生労働省

3 実施期間

《応募受付》平成30年7月2日（月）～平成30年8月24日（金）

《表彰式》平成30年11月19日（月） 会場：東京都内

4 応募対象

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に向け、母子の幸せで健康な暮らしを支援するための優れた取組を行っている企業・団体・自治体

5 応募要件（企業部門・団体部門のみ）

応募に当たって、企業、団体については以下の要件を満たしていることが必要です。

〈企業部門〉※①、②の要件をいずれも満たしていること

① 応募時点において、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法及びパートタイム労働法に関する義務規定違反がないこと

② ①以外の労働関係法令に関する重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと

〈団体部門〉

① 法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと

6 募集部門

①企業部門

②団体部門

③自治体部門

※団体：企業法人、公益財（社）団・一般社（財）団法人、NPO法人、学校法人などを想定。

7 表彰の種類

- (1) 厚生労働大臣賞 最優秀賞（1件）
企業部門優秀賞（1件）
団体部門優秀賞（1件）
自治体部門優秀賞（1件）
- (2) 厚生労働省子ども家庭局長賞 企業部門優良賞（5件以内）
団体部門優良賞（5件以内）
自治体部門優良賞（5件以内）

8 応募先及び応募方法

「健やか親子21（第2次）」ホームページ内の「第7回 健康寿命をのばそう！アワード（母子保健分野）」特設ページより、該当する部門の応募申込書をダウンロードの上、作成し、平成30年8月24日（金）までに、メール（又は郵送※当日消印有効）で送付してください。

【第7回 健康寿命をのばそう！アワード（母子保健分野）特設ページ】

URL: <http://sukoyaka21.jp/kenkou-award2018>

【応募先】

・メールの場合

sukoyaka21@shopro.co.jp

※件名に「【アワード応募】」と入れてください。

・郵送の場合

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-20 SP神保町第2ビル5階

(株)小学館集英社プロダクション パブリックサービス事業部

第7回 健康寿命をのばそう！アワード（母子保健分野）事務局 宛

<応募に関するお問い合わせ先>

第7回 健康寿命をのばそう！アワード（母子保健分野）事務局

（小学館集英社プロダクション内）

E-mail: sukoyaka21@shopro.co.jp

電話 : 03-3515-6862（平日 10時～17時）

※第7回健康寿命をのばそう！アワード（母子保健分野）事務局は、厚生労働省子ども家庭局の委託事業の一部として（株）小学館集英社プロダクションが運営しています。

9 選考及び決定の方法

- (1) 応募書類を基に、選考委員会において各賞の選考を行います。

(2) 評価基準

- 「健やか親子21（第2次）」の課題解決に向けた効果が期待できるか
- 先進性があるか
- 独創性があるか
- 好事例として今後の広がりが期待できるか
- 今後の取組について継続性があるか

10 その他

(1) 応募に関する重要事項

- ・ 1団体につき、応募は1件のみです。
- ・ 応募内容に複数の事業者・団体が係る場合は、連名で応募することが可能です。
- ・ 必要に応じて、電話等によるヒアリングや資料の追加送付等をお願いする場合があります。
- ・ 応募担当者は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス（ある場合）など、必要事項を必ず御記入ください。記入漏れの場合は審査対象外となりますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 応募申込書には応募に当たっての同意事項について、同意欄を設けています。御確認の上、御記入ください。
- ・ 応募申込書以外の添付書類については、審査対象となりません。
- ・ 応募書類は返却しません。
- ・ 応募書類の使用言語は、原則日本語のみとさせていただきます。

(2) 応募に関わる権利の保全、他

①企業・個人情報の使用

- ・ 応募者から提出された情報については、アワードの実施及び「健やか親子21（第2次）」の展開に必要とされる範囲に限り、主催者側が使用することに御同意ください。

②応募対象情報の使用

- ・ 応募申込書などの応募書類の著作権は、応募者に帰属するものとします。
- ・ 応募内容に関わる情報は、アワードの実施及び「健やか親子21（第2次）」の展開に必要とされる範囲に限り、主催者側が使用することに御同意ください。なお、その編集については、主催者による監修・確認に一任することを御了承ください。

③応募者の責任に帰する事項

- ・ 応募対象者についての意匠権、商標権、著作権及び品質、性能、安全性や、販売、活動等で生じた問題の責任は応募者にあるものとし、主催者は一切責任を負いません。

④応募者の応募取り消し

- ・ 応募者側に、応募から表彰式までの期間で、応募内容についての審査の継続が困難な事由が生じた場合は、応募の取り消しが可能です。

- ・ 応募者が応募の取り消しを希望する場合は、直ちに事務局に連絡後、その旨を申請する書面にて提出してください。

⑤主催者の表彰取り消し

- ・ 主催者は、表彰の内定から表彰式までの間、又は表彰後、表彰対象の応募内容に下記のような事実が判明した場合は、選考委員会の承諾を経て、表彰を取り消すことができます。
 - ※ 応募内容に関わる虚偽、不正が発覚した場合
 - ※ 応募内容が他者の権利を侵害していると認められた場合
 - ※ その他、選考委員会が必要と認めた場合

(3) 応募に関わる費用・経費、他

- ・ 応募申込、アワード参加に係る費用は無料です。
- ・ 表彰式に出席される場合の出張交通費等は、原則自己負担となります。
- ・ 審査や表彰式を実施するにあたり、資料や商品等の提供をお願いすることがあります。

(4) 審査に関する重要事項

- ・ 受賞が内定した応募者には、応募内容について再確認する可能性がありますので御協力をお願いします。
- ・ 入賞した応募事例は、「健やか親子21（第2次）」ホームページにて紹介する予定です。紹介を希望されない場合は、受賞の御連絡を差し上げた時点でその旨を事務局にお知らせください。
※紹介を希望されないことが審査に影響することはありません。
- ・ 審査内容の詳細に関するお問合せ、審査結果に対する異議申し立てについては一切お受けできませんので、御留意ください。
- ・ 応募いただいた部門は、事務局で変更させていただく事があります。
- ・ 受賞の連絡は10月31日（水）までに行う予定です。落選の連絡は行いませんので、御了承ください。